

6月は食育月間です！食生活改善推進員協議会の会員を募集しています！

食生活改善推進員協議会とは

食生活改善推進員協議会は、地域で食を通じた健康づくりを推進するボランティア団体です。「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、日々活動しています。

主な活動内容の例

- ・食に関する知識習得のための研修会への参加
- ・調理実習等の開催（米料理、こんにゃく作り等）
- ・秩父郡内の他の市町の会員との交流会（ハイキング等）



町では随時会員を募集しています。興味のある方はぜひお問い合わせください！



問合せ 健康子ども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線133

無料の歯周病検診が始まります！

6月1日より次に該当する方は無料で歯周病検診を受診できます。対象の方には案内を送付するほか、妊婦の方は妊娠届出時等に案内を行います。

令和8年度対象者 ※治療中の方、総入れ歯の方は受診できません。

○妊婦の方（妊婦歯周病検診）

○節目年齢に該当する方（節目年齢歯周病検診）

20歳（平成18年4月2日～平成19年4月1日）・30歳（平成8年4月2日～平成9年4月1日）

40歳（昭和61年4月2日～昭和62年4月1日）・50歳（昭和51年4月2日～昭和52年4月1日）

60歳（昭和41年4月2日～昭和42年4月1日）・70歳（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日）

受診方法 ①役場健康子ども課窓口又は電話で申し込みをしてください。

②希望する歯科医院を選び、ご自身で直接お電話などで予約してください（医療機関一覧は案内とあわせて送付します。）。予約の際は必ず「長瀬町の歯周病検診で受診したい」とお伝えください。

申込期間 妊婦歯周病検診：妊娠届出時から出産時まで

節目年齢歯周病検診：令和8年6月1日(月)～12月28日(月)

受診期間 令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(休)

自己負担額 無料

また、節目年齢等に限らず、希望される方を対象に乳幼児健診時に無料の歯科健診を実施します。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ・申込み 健康子ども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133